平成１５年１２月２５日　製品安全課

商品名等 （電気用品名等）	外郭にキャラクターが印刷されたホットサンドメーカー

１　当該商品等の概要

○用途、機能、性能

外郭にキャラクターが印刷されたホットサンドメーカーである。

通常のホットサンドメーカーとしての機能を有する。（参考写真参照）

なお、事業者においては、

- 製品本体、包装又は取扱説明書において、玩具と想定される表示又は説明を行わない
- 玩具販売店、百貨店等の玩具売場において玩具として取り扱われるような方法で販売されることはない

としている。

○ 構造、仕様、意匠

構造としては、通常のホットサンドメーカーと同様である。

定格：交流１００Ｖ、５０／６０Ｈｚ、７５０Ｗ又は４２０Ｗ

○主な使用者、販売先

一般消費者、家電販売店等

２　対象・非対象の解釈

特定電気用品以外の電気用品中、電熱器具の「ワッフルアイロン」として取り扱う。

（理由）

外郭に印刷されたキャラクターは、製品のかなりの部分を占めるとは言い難い。その他についても、子供用のおもちゃとして取り扱われるような装飾が施されているとは言えないと考えられる。

また事業者は、製品の表示、説明及び販売方法等について、おもちゃとして取り扱われることがないように配慮するとしていること等から、本製品を「ワッフルアイロン」として取り扱うのが妥当と判断する。

（参考）

「子供向けの装飾を施した電気製品と電安法上の電熱式おもちゃ及び電動式おもちゃについて」（平成１５年１２月１５日　Ｑ＆Ａ）

（次頁以降参考写真）

（参考写真）キャラクターがプリントされたホットサンドメーカー［1］





（参考写真）キャラクターがプリントされたホットサンドメーカー［２］



©Disney



©Disney

（参考写真）キャラクターがプリントされたホットサンドメーカー［3］





（参考写真）キャラクターがプリントされたホットサンドメーカー［４］



©Disney



©Disney

（参考写真）キャラクターがプリントされたホットサンドメーカー［5］



